市道認定基準を改正しました

熊本市では、市道認定基準を改正し、平成２９年度から新しい基準を適用しています。

このほか道路幅や必要な隅切りなどの基準についてはこれまでどおりです。

1　改正のポイント

（1）　袋路状道路の延長基準(35m以上)を廃止し、利用戸数5戸以上あれば延長如何によらず認定可とする。

行き止まりの袋路状道路について、これまでは延長が３５m以上ないと認定できませんでしたが、３５m未満の道路であっても、この道路を利用する建築物が５戸以上あれば市道に認定できるようになりました。

（2）　認定できる途中転回広場の奥行きを5mまでから15．5mまでに変更する。

途中転回広場について、これまでは奥行き５mまでを認定し、それ以上の部分については個人管理としていましたが、奥行き１５.５mまで認定できるようになりました。

ただし、途中転回広場の終端部において当該部分の利用戸数が２戸以上あることが条件です。

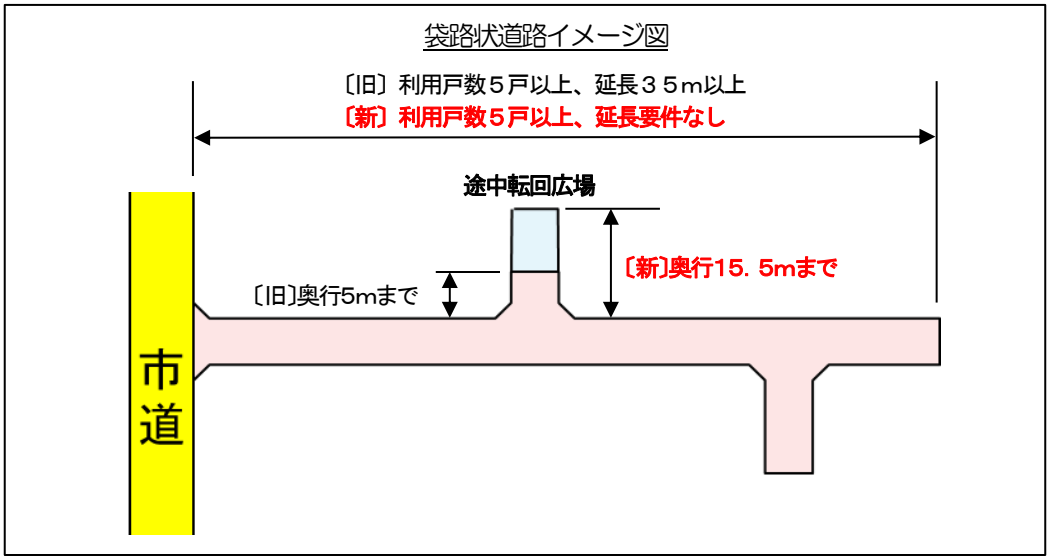

2　市道認定に関する問い合わせ先

東部土木センター　TEL367-4362
熊本市東区佐土原３丁目 1-65

北部土木センター　TEL245-5050
熊本市北区鹿子木町 66

西部土木センター　TEL355-4577
熊本市西区蓮台寺５丁目 7-1

富合地域整備室　TEL357-4154
熊本市南区富合町清藤 405-3

城南地域整備室　TEL0964-28-2133
熊本市南区城南町宮地 1050